

花の拠点(はなふる)
指定管理者応募要項

令和7年(2025 年)8月
恵庭市

— 目次 —

1. 募集の目的	1
2. 対象施設の概要	1
3. 指定管理者が行う管理の基準	2
4. 指定管理者の業務等	2
5. 指定の期間	2
6. 申込資格	2
7. 提出書類	2
8. 管理運営に要する経費	3
9. 質問事項の受付	4
10. 申込書提出先および提出期間	4
11. 説明会の開催	4
12. 選定方法および審査基準	4
13. 申込に係る経費	5
14. 無効または失格	5
15. 指定管理者候補の選定結果	5
16. 指定管理者の決定および管理業務に係る経費	5
17. その他	6
18. お問い合わせ	6
別表1 入込数(直近5ヵ年度)	7
別表2 各施設 使用料実績(直近5ヵ年度)	7
別表3 行為許可 使用料実績(直近5ヵ年度)	7
別表4 自動販売機 使用料実績(直近5ヵ年度)および設置状況	7
別表5 花の拠点センターハウス	9
別表6 責任の分担表	10
別表7 リスク分担表	11
別表8 花の拠点(はなふる)指定管理者選考項目一覧	12

1. 募集の目的

本募集は、花の拠点(はなふる)の指定管理者として、民間のノウハウや創意工夫を活かせる事業者を募集します。これにより、施設の管理運営の効率化と質の向上を図るとともに、地域と連携した独自の事業を展開することで、施設の魅力を高め、地域の賑わいを創出します。

2. 対象施設の概要

(1) 地域交流センター

所在地	恵庭市南島松 817 番地 18
施設沿革、役割等	花の拠点(はなふる)のゲートであり、恵庭の玄関口として、市内の観光・商業施設と連動した、来訪者の各施設への誘導を目的とし、平成 17 年(2005 年)8 月10日に設置、令和元年(2019 年)4月にリニューアル
施設の概要	別記 1「花の拠点(はなふる)指定管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとお
施設利用者数	別表 1 のとおり

(2) 農畜産物直売所 かのな

所在地	恵庭市南島松 817 番地 12
施設沿革、役割等	地域農業者の生産性・収益性の増大を図るとともに、さらなる魅力の向上によって交流人口を増加させることを目的とし、令和2年(2020 年)4月1日に設置
施設の概要	別記 1「仕様書」のとお
施設利用者数	別表 1 のとおり

(3) 花の拠点センターハウス

所在地	恵庭市南島松 828 番地 3
施設沿革、役割等	花との触れ合い、花を感じられる施設とするとともに、来訪者との交流、オープンガーデンとの連携機能を持たせることを目的とし、令和2年(2020 年)11月11日に設置
施設の概要	別記 1「仕様書」のとお
施設利用者数	別表 1 のとおり
使用料収入実績	別表 2 のとおり

(4) 暮らしを恵む庭集会施設

所在地	恵庭市南島松 828 番地 1
施設沿革、役割等	オープンガーデンを模擬体験し、旅行者への恵庭の花文化の発信や花をキーワードとした人の交流を促すことを目的とし、令和2年(2020 年)11月11日に設置
施設の概要	別記 1「仕様書」のとお
使用料収入実績	別表 2 のとおり

(5) ガーデンエリア

所在地	恵庭市南島松 829 番地 3 ほか
施設沿革、役割等	花の拠点(はなふる)のメイン施設として既存施設をつなげ、さらに来訪者の滞在を促すことを目的とし、令和2年(2020 年)11月11日に設置 ※恵庭かわまちづくりエリア含む
施設の概要	別記 1「仕様書」のとお
使用料収入実績	別表 3 のとおり

(6) 花の拠点魅力向上エリア

所在地	恵庭市南島松 817 番地 14
施設沿革、役割等	花の拠点(はなふる)のさらなるにぎわい創出や、訪日観光客など新たな公園利用者を創出し、地域への交流人口の拡大に寄与することを目的とし、令和 3 年(2021 年)12月26日に設置
施設の概要	別記 1「仕様書」のとお

(7) 宿泊施設

所在地	恵庭市南島松 828 番地 9
施設沿革、役割等	訪日観光客など新たな公園利用者を創出し、恵庭市内観光施設への誘客促進を図ることを目的とし、令和4年(2022 年)5月26日に設置
施設の概要	別記 1「仕様書」のとおり

3. 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 労働関係法令その他法令および条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備および物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 市民サービスの向上と危機管理の徹底に努めること。

※管理の基準に関する細目事項は、協議の上、協定で定めます。

4. 指定管理者の業務等

- (1) 施設の運営およびその設備その他これらに類するものの維持管理に関する業務
- (2) 施設の行為許可および料金徴収等に関する業務
- (3) 施設の主催事業等の実施に関する業務
- (4) 市のカーボン・マネジメントシステムに準じた環境に配慮した施設管理、報告関係の業務
- (5) 花の拠点センターハウス(別表 5)の利活用に係る業務
- (6) 仕様書(別記1)、責任の分担表(別表 6)およびリスク分担表(別表 7)に定めるとおり
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上必要があると認められる業務

5. 指定の期間

令和8年(2026 年)4月1日から令和13年(2031 年)3月31日までの5年間とします。

ただし、市が指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認めるときは、指定管理の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

6. 申込資格

- (1) 次のいずれにも該当しない法人その他の団体であること。(個人は申し込みできません。)
 - ① 法律行為を行う能力を有していない者
 - ② 破産者で復権を得ていない者
 - ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法(昭和 22 年法律第67号)第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消を受けたことがある者
 - ⑤ 市長または市議会議員であって、指定を受けようとする団体の代表権を有すると認められる者
 - ⑥ 国税および地方税を滞納している者
- (2) 花の拠点(はなふる)の設置目的を十分に理解し、指定期間中、安全かつ円滑に管理運営できる法人その他の団体であること。

7. 提出書類

申込に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申込書(恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則(平成 17 年規則第 15 号)(以下「施行規則」という。)様式第 1 号(第 4 条関係))
- (2) 登記事項証明書(法人の場合)
- (3) 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
- (4) 申込資格申込書(施行規則 様式第2号(第4条関係))
- (5) 同意書(法人用)(施行規則 様式第2号の2(第4条関係))

- (6)同意書(代表者個人用)(施行規則 様式第 2 号の 3(第4条関係))
 (7)指定管理者事業計画書(恵庭市指定管理者制度運用指針 第 9 版(令和 6 年 7 月 1 日改定)(以下「運用指針」という。)参考様式 1 号)
 (8)事業実施予算書(運用指針 参考様式 1 号-①)
 (9)事業実施予算書(運用指針 参考様式 1 号-②)
 (10)管理運営に関する収支予算書(運用指針 参考様式 2 号)
 (11)前事業年度の収支(損益)計算書またはこれらに相当する書類(すでに財産的取引活動をしている団体のみ。)
 (12)前事業年度の賃借対照表および財産目録またはこれらに相当する書類(作成している団体のみ)
 (13)現事業年度の収支予算書および事業計画書(すでに財産的取引活動をしている団体および新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)
 (14)団体の事業報告書を作成している場合は当該報告書
 (15)団体の役員名簿および組織に関する事項について記載した書類またはこれらに相当する書類
 (16)その他市長が必要と認める書類
 ①人員配置計画および従事者・有資格について(参考様式3号)
 ②団体独自の工夫による経費削減の計画について(参考様式4号)

8. 管理運営に要する経費

(1)管理経費の支払について

- ①施設の管理運営に関する一切の費用(指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。)は、利用料金その他の収入および恵庭市が支払う管理費用をもって充てるものとします。
 ②管理費用の金額は、恵庭市が適正であると認める金額の範囲とし、支払方法については、協定の定めるところにより、分割払いとします。(詳細は、協議により協定で定めます。)

(2)管理費用の参考額 154,456,500 円(税込)

- ①管理費用の参考額は、令和 5 年度および令和 6 年度の実績と、各種経済指標の将来見込みを考慮して算出した、令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間における平均費用を上限とします。

<参考>

支出

人件費	26,100,000 円	事務経費、一般管理費を含む
事業費	125,505,000 円	ガーデンエリア管理委託など
光熱水費・通信費	16,280,000 円	電気、ガス、上下水道など
使用料	740,000 円	作業車リース
修繕料	730,000 円	
小計(業務価格)	169,355,000 円	
消費税等相当額	16,935,500 円	
①支出合計	186,290,500 円	

収入

公園利用料	21,210,000 円	
公園使用料	10,270,000 円	
その他	354,000 円	
②収入合計	31,834,000 円	

①支出合計－②収入合計＝186,290,500 円－31,834,000 円＝154,456,500 円…基準管理費用

- ②なお、電力の調達については、RE100 に準拠し、100%再生可能エネルギー(原子力を除く)を採用している電力会社を選定するものとします。

(3)利用料金制について

花の拠点(はなふる)では、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用するため、施設の利用料を指定管理者の収入として収受できます。過去の実績については、別表 2 から 4 を参照してください。

①花の拠点(はなふる)の指定管理者は、「4.指定管理者の業務等」に定める業務のほか、施設の設置目的に合致し、管理業務を妨げない範囲で自主事業を実施できます。自主事業は指定管理者の責任と費用で行うものとし、その収入は指定管理者のものとします。

対象となる施設と、指定管理料からの控除額を具体的に明示してください。現在の自動販売機の設置状況については、別表 4 を参照してください。

9. 質問事項の受付

(2) 受付場所 恵庭市経済部花と緑・観光課(恵庭市役所 3 階 37 番窓口)
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
電 話:0123-33-3131(内線2524)

(4)回答方法 令和7年9月22日(月)までに、質問者に文書にて回答するとともにホームページに掲載します。

(1)提出先 恵庭市経済部花と緑・観光課(恵庭市役所 3 階 37番窓口)
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
電 話:0123-33-3131(内線2524)

(5) 辞 退 申込後に応募を辞退する場合は、速やかに理由を記載した文書を提出してください(様式任意)

応募希望者に対する説明会は実施しません。ただし、必要に応じて個別に施設見学等の相談に応じます。

指定管理者の選定は、市が設置する指定管理者候補選定委員会において、公平かつ公正に行います。本選定においては、申込資格を有する団体の中から、提出された事業計画書および収支計画書の内容、並びにヒアリングの結果に基づき、恵庭市指定管理者選定基準および以下の審査基準により総合的に評価します。

具体的な選定方法は、別表8「花の拠点(はなふる)指定管理者選考項目一覧」に基づく選定基準(配点)による採点により行います。

公募が1 者の場合は「管理費用の基準点」の項目を満点それ以外の「普通」の合計点を最低準点とし

かつ「不十分」「全く不十分」の項目が無いものとします。

公募が2社以上の場合は、「管理費用の基準点」の項目を除いた項目の「普通」の合計点を最低基準点とし、かつ「不十分」「全く不十分」の項目が無いものとします。

(2) 審査基準

指定管理者の候補者は、以下の項目について総合的に評価し、最も適格と認められる団体を選定します。

① 利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上が図られるものであること。

- ・ 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであることおよび住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- ・ サービスの向上が図られるものであること。

② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであり、かつ、管理を安定して行うことができる人員、資産その他の経営規模および能力を有し、または確保できる見込みがあること。

- ・ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ・ 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。

③ 当該施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

- ・ 収支計画書の内容が、施設の収入確保および管理経費の縮減が図られるものであること。

④ その他、当該施設の性質または目的に応じて、必要と認める事項。

- ・ 花の拠点(はなふる)の利用促進または利便性向上に資する自主事業の実施およびその他事業の誘致を図るものであること。
- ・ 花の拠点(はなふる)に関わる事業者との連携、協働に資する取り組みであること。
- ・ 花の拠点(はなふる)の認知度向上に資する取り組みであること。

(3) ヒアリングの実施

審査のため提出いただいた申請内容について、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施します。

① 実施日時: 令和7年10月上旬

※詳細については、申込者に別途通知します。

② 実施方法: 提出資料をもとに、説明 20 分、質疑応答 20 分程度で実施します。

13. 申込に係る経費

申請に係る一切の経費は、応募者の負担とします。

14. 無効または失格

以下の事項に該当する場合は、無効または失格となることがあります。

- (1) 申込書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (3) 申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

15. 指定管理者候補の選定結果

結果については、令和7年10月中旬頃を目途に申込者に文書で通知いたします。

16. 指定管理者の決定および管理業務に係る経費

- (1) 指定管理者は恵庭市議会の議決を経て指定されます。議決後、速やかに決定者へ通知いたします。

なお、市議会で否決された場合には、指定管理者として指定を受けられないことになります。

また、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

(2)議決後、管理に関する細目的事項や提案された事業などのほか、市が支払うべき管理費用の額を定めるため、市と指定管理者との間で協定を締結します。

提案された事業の実施および具体的な業務内容は、協定の協議で定めるものとします。なお、自主事業を実施する際は、市の承認を得る必要があるとともに、公園施設の設置許可または占用許可を受ける必要がある場合があるため留意してください。

(3)指定管理者から応募時に提出される指定管理料の提案金額に基づき、会計年度(4月1日から翌年3月31日)ごとに、市が適正と認める金額の範囲内で、市と指定管理者が協議して指定管理料を決定します。

17. その他

(1)提出書類は、原則 A4 版縦型綴じとし、ページ番号を入れてください。

(2)提出書類は、書類ごとにインデックスを作成し、書類を表示してください。

(3)提出書類はお返しできません。

(4)提出書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、審査・選定の目的に限り、複写・配布する場合があります。

(5)提出書類は、恵庭市情報公開条例(平成6年条例第18号)に基づき、提案書の一部が公開されることがあります(非公開情報を除く)。

(6)市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じるものとします。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、または内容を提示することを禁じるものとします。

(7)本施設の管理運営業務において、指定管理者が利用者から収受する利用料金については、適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応する必要があります。

応募団体は、適格請求書発行事業者として登録を受けていること、または、指定管理者としての指定を受ける日までに登録を完了する見込みであることを応募の条件とします。なお、必要に応じて、登録状況を確認させていただく場合があります。

18. お問い合わせ

恵庭市 経済部 花と緑・観光課 担当 小井(こい)・北島(きたじま)

T E L 0123-33-3131(内線2524)

F A X 0123-33-3137

e-mail hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp

別表1 入込数(直近5ヵ年度)

(人)

	地域交流センター	農畜産物直売所 かのな	花の拠点センターハウス
令和2年度	740,709	382,665	34,031
令和3年度	778,900	356,817	117,888
令和4年度	1,201,436	395,343	291,600
令和5年度	1,092,661	398,691	216,064
令和6年度	1,126,260	417,161	241,354

※センターハウスは令和2年11月オープン

別表2 各施設 使用料実績(直近5ヵ年度)

(円)

	えにわファミリーガーデンりりあ	RVパーク 花ロードえにわ	暮らしを恵む庭 集会施設
令和2年度	2,026,150	63,500	-
令和3年度	4,395,650	453,000	88,500
令和4年度	8,574,100	1,315,250	190,140
令和5年度	10,247,808	4,174,250	151,000
令和6年度	10,599,047	4,853,750	282,510

※りりあ、RVパーク…令和2年11月オープン 集会施設…令和3年7月オープン

別表3 行為許可 使用料実績(直近5ヵ年度)

(円)

	キッチンカー使用料	イベント等使用料
令和2年度	755,000	62,800
令和3年度	383,340	209,690
令和4年度	597,500	1,117,214
令和5年度	1,372,500	1,339,950
令和6年度	1,513,750	1,139,700

別表4 自動販売機 使用料実績(直近5ヵ年度)および設置状況

(円)

	①地域交流センター	②花の拠点センターハウス
令和2年度	4,274,661	132,356
令和3年度	4,673,407	369,388
令和4年度	5,125,370	926,456
令和5年度	5,372,524	770,814
令和6年度	5,045,946	879,382

※センターハウス…令和2年11月オープン

※自動販売機台数…道の駅9台、センターハウス8台

①地域交流センター

No.	事業者名
1	ネオス株式会社
2	ネオス株式会社
3	北海道コカ・コーラボトリング株式会社
4	北海道コカ・コーラボトリング株式会社
5	北海道コカ・コーラボトリング株式会社 ※1
6	恵庭市共同募金委員会 ※2
7	ポッカサッポロ北海道株式会社
8	ポッカサッポロ北海道株式会社
9	サントリービバレッジソリューション株式会社北海道支社

※1…道ねっと(災害時対応自動販売機) ※2…募金機能付き自動販売機

②花の拠点センターハウス

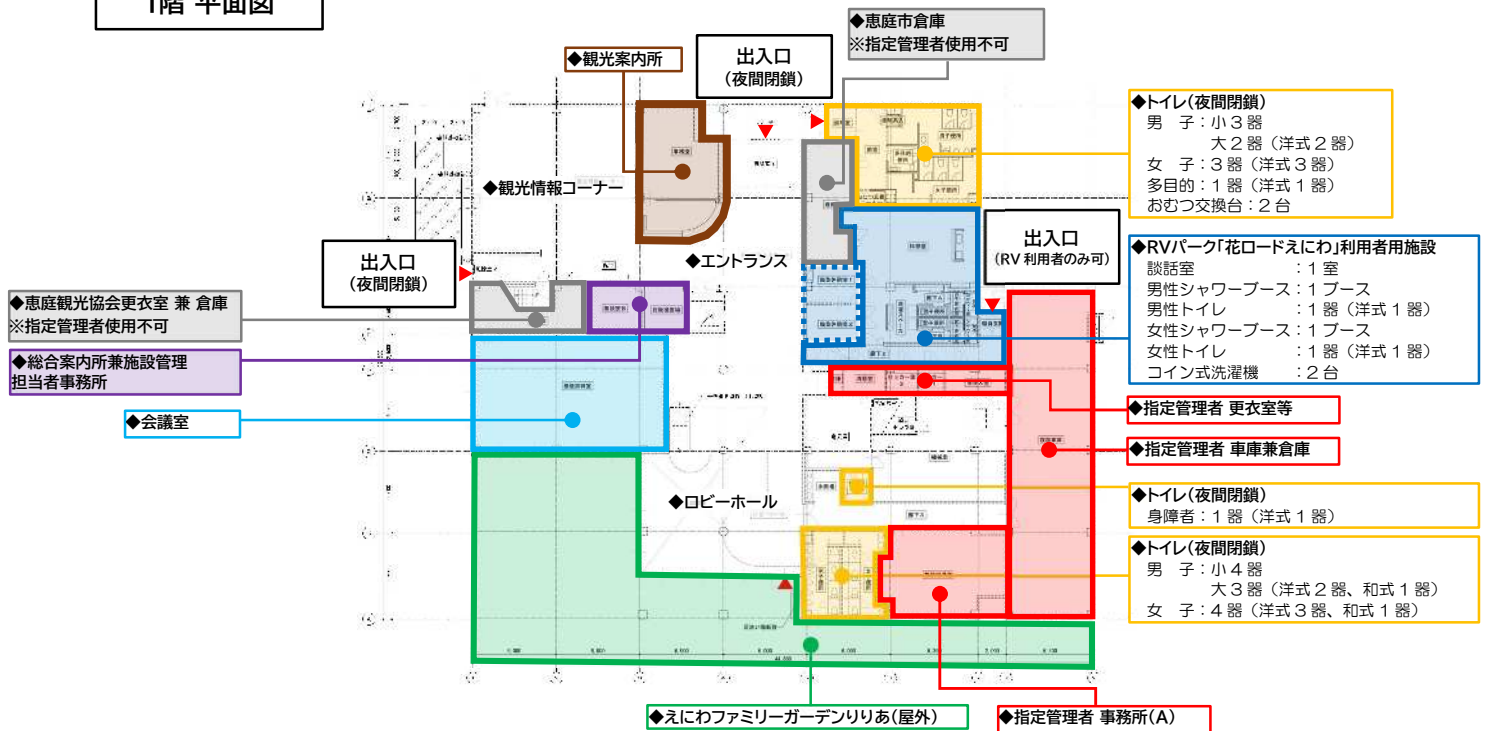
No.	事業者名
1	ネオス株式会社
2	ネオス株式会社
3	北海道コカ・コーラボトリング株式会社
4	北海道コカ・コーラボトリング株式会社
5	東北フローズン株式会社 ※3
6	北海道ベンディング株式会社
7	北海道ベンディング株式会社
8	北海道キリンビバレッジ株式会社 ※4

※3…アイス自動販売機

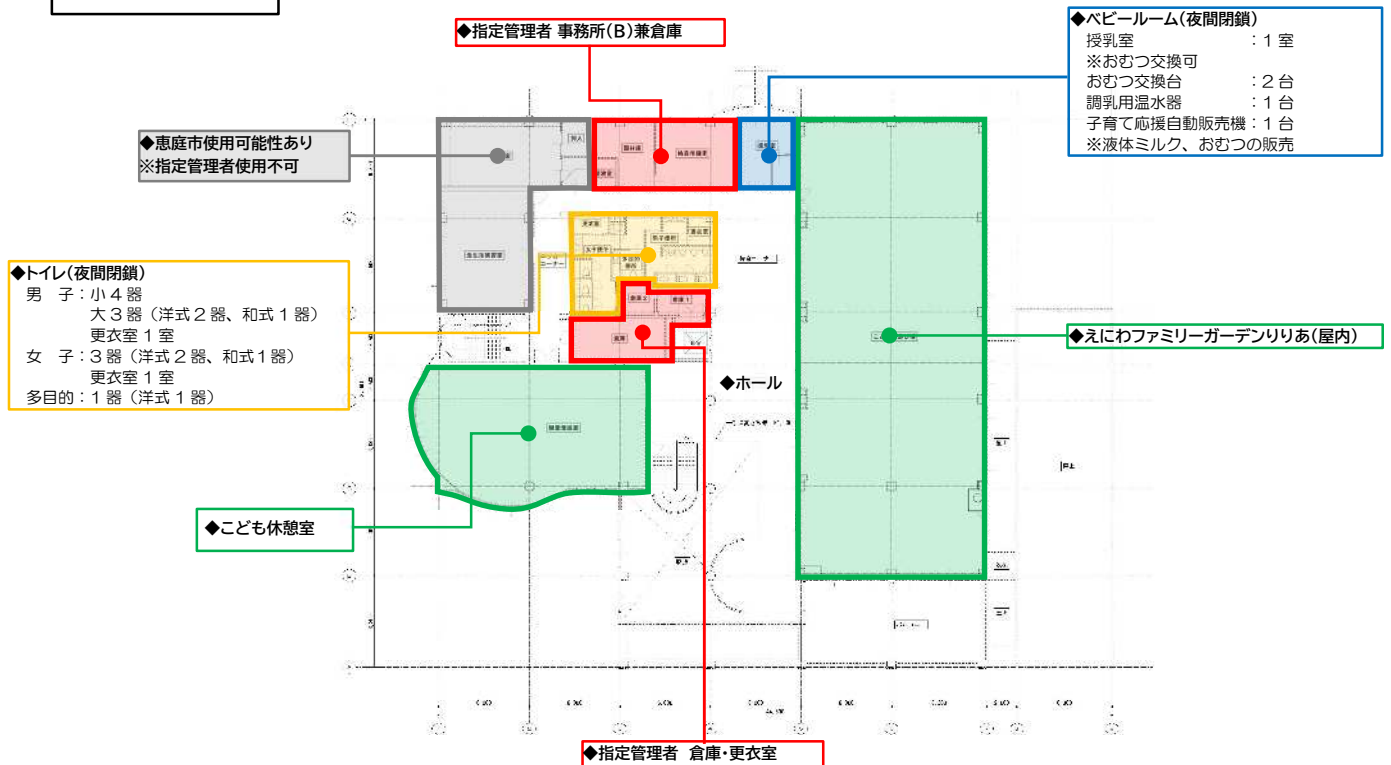
※4…飲料・お菓子自動販売機

別表5 花の拠点センターハウス

1階 平面図



2階 平面図



別表6 責任の分担表

項 目	区 分	内 容	市	指定 管理者
施設・設備等の維持管理	施設・設備等管理	施設の管理、施設・設備の補修	○注)	◎
	安全管理	巡視		◎
	植物等管理	芝生管理、樹木管理		◎
	設備管理	施設・設備の検査・点検		◎
	衛生管理	日常清掃、特別清掃、ごみ収集		◎
	冬期管理	建物の雪下ろし、除雪、冬囲い		◎
	その他管理	有害鳥獣駆除等		◎
	施設整備・改修	施設の改修、増築、大規模修繕等	◎	
施設の管理運営	利用提供業務	備品等の管理、利用者への対応、利用調整、苦情対応		◎
	利用料金の収受等	利用料金の決定、収受、減免等		◎
	利用促進業務	インターネット、広報誌等による情報提供事業、住民との協働推進、利用者満足度の把握		◎
	事故処理等	安全対策、保険加入、事故処理	○ 指示等	◎
	災害時対応	安全対策、施設の利用禁止等、利用者の安全確保、応急措置、市に対する報告	○ 指示等	◎
その他		上記業務に伴う財務、契約、記録管理等		◎

◎は主に業務を行う者、○は従に業務を行う者を表します。

注) 施設等の補修については、指定管理者の責めに帰する破損や通常の維持管理の範疇にある小破修繕(1件当たりの補修額が30万円以下(税抜き))は、指定管理者の負担とします。なお、指定管理者の責めに帰さない老朽化等による大規模修繕や災害等の復旧については、別途、市と協議するものとします。

別表7 リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○(注)
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民および施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民および施設利用者からの要望等への対応		○
	上記以外	○	
法令・税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加および事業履行不能	○	
書類の誤り・不備	募集要項および仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延(市→指定管理者)によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延(指定管理者→業者)によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	通常の使用による施設・設備・外構・備品の損傷に伴う維持管理・補修費用の増加等		○
	日常的な維持管理の瑕疵に基づく維持管理・補修費用の増加等		○
	法令改正により必要となった施設の修繕等に係る費用の増加、業務の中断等(施設利用者の生命身体安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合)	○	
	上記以外の法令改正により必要となった施設・設備・外構の維持補修		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(極めて小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合または期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

注) 物価変動(燃料費等)については、損益が当初予定を著しく超え、かつ、収支計画に大きな影響を与えることが明らかである場合、協議するものとします。

別表8 花の拠点(はなふる)指定管理者選考項目一覧

No.	選定基準項目	審査項目	内容	評価および評価点数						
				優秀	良	普通	不十分	全く不十分		
1	利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上が図られるものであること。 (条例第 5 条第 1 号)	1.正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであることおよび住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること	① 施設の利用にあたり、利用者の平等利用を確保できること	5	4	3	1	0		
		2.サービスの向上が図られるものであること	① 利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること	5	4	3	1	0		
2	公の施設の効用を最大限に発揮するものであり、かつ、管理を安定して行うことができる人員、資産その他の経営規模および能力を有し、または確保できる見込みがあること。 (条例第 5 条第2号)	1.事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること	① 利用促進の方策が有効かつ実効性のものであること	5	4	3	1	0		
			② 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること	5	4	3	1	0		
			③ 維持管理コストの縮減の方策が適切であること	5	4	3	1	0		
		2.事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること	① 業務遂行に必要な人員の配置および技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること	5	4	3	1	0		
			② 業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ等を有しており、業務運営に活かすことが期待できること	5	4	3	1	0		
3	当該施設の管理経費の縮減が図られるものであること。 (条例第 5 条第3号)	1. 収支計画書の内容が、施設の収入確保および管理経費の縮減が図られるものであること	① 恵庭市が支払う管理費用の総額が安価であること $\frac{\text{基準管理費用} - \text{提案価格}}{\text{基準管理費用} - \text{最も低い提案価格}} \times 20 \text{ 点}$	配分得点 20 点						
			② 収支計画書の内容が適切であること	10	7	5	2	0		
4	その他、当該施設の性質または目的に応じて、必要と認める事項。 (条例第 5 条第4号)	1. 花の拠点(はなふる)の利用促進または利便性向上に資する自主事業の実施およびその他事業の誘致を図るものであること	① 施設の特性を活かした主催事業の実施やその他事業の誘致により施設の利用促進、利便性向上が期待できる	10	7	5	2	0		
			2. 花の拠点(はなふる)に関わる事業者との連携、協働に資する取り組みであること	① 地域の実情を踏まえた効果的な管理運営、関係事業者等との協働の効果を生かした施設運営が期待できる	10	7	5	2	0	
				3. 設計者の意向を踏まえた、魅力ある庭園づくりを推進するものであること(ガーデンエリア)	①計画内容の実現性・専門性は担保されているか	5	4	3	1	0
					②地域との連携・持続可能性が担保されているか	5	4	3	1	0
					4. 花の拠点(はなふる)の認知度向上に資する取り組みであること	① 花の拠点(はなふる)の認知度向上に資する取り組みであること	5	4	3	1
合計				満点 100						

※選定基準項目は恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第7号)に規定